

# 平成30年1月度 小山町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年1月10日（水）  
午前 9時00分から12時00分

2. 開催場所 小山町役場2階 大会議室

3. 出席委員 20名  
会長 11番 遠藤博雄  
職務代理 10番 岩田正治  
委員 1番 池谷国光  
2番 秋田 敬  
3番 小見山益彦  
4番 遠藤 豪  
5番 天野伸春  
6番 岩田和男  
7番 鈴木陽一  
8番 池谷崇徳  
9番 山口正宏  
①番 山崎安雄  
②番 湯山直文  
③番 岩田好弘  
④番 鈴木元雄  
⑤番 小野 巍  
⑥番 高村欣治  
⑦番 渡辺弘行  
⑧番 田代光克  
⑨番 勝俣 章

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第2号 非農地証明書について

6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 前田 修  
安部将彦

室伏智明  
小山田光

## 7. 会議の概要

### (1) 会長あいさつ(遠藤会長)

地区ごとに農業委員・農地利用最適化推進委員両委員で協力し、お忙しい中での利用意向調査への取組みありがとうございました。今後の活動として、両委員の目線を合わせる意味も込めて、目標設定を行なう必要があると考えます。

また、今後米の政策転換期に差し掛かることにより、平成33年度の米価がどのようになってくるのか、農業委員会の課題として出てくることが予想されます。

毎月県の審議委員会に出席しておりますが、コンクリート張りのハウスは農地として取り扱う方向で検討中とのことですので、野菜工場等の案件がございましたら慎重に行なうように致しましょう。

今月も慎重審議の程よろしくお願ひ致します。

### (2) 議事録署名委員の指名

3番 小見山益彦委員、4番 遠藤豪委員の両名を指名した。

### (3) 議 事

#### ・議事第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

中日本高速道路株式会社より受注している中島高架橋工事に伴う、工事用資材置場として新たに申請するものであり、一時転用である。工事用の資材(主に鋼材40~50t)とそれに関わる重機や車両の駐車スペースとして利用する計画。申請地は、申請者の工区内において、整備途中の工事用道路からのアクセスがよく、平坦性、必要面積等を考慮し選定していることが認められる。また、一時転用後は造成のための碎石等を鋤取り、表土及び良質土を盛土し畑として復元することが農地復元図と耕作管理計画書から認められるため、許可相当と判断した。

(池谷国光委員)

申請地は昔、桑を栽培していたという。現在は徒歩でしか交通手段がなく、常時農業に復している土地ではないとのことであるが、今後工事用道路が残されるようなら、交通手段の問題が解消され耕作を行なう意向であるとのこと。

(事務局)

申請者より、今後工事用道路ができることでアクセスが良くなり地元の方も便利になるとの説明があったため、賃貸人の意向に沿えると考えます。

採決：全員賛成により可決

・議事第2号 非農地証明申請書について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 整理番号1から説明する。

【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

申請地には現在住宅が建設されており、耕作以外の目的に供した年月日は建設年月日にあたる昭和49年10月28日である。当時敷地区画の誤認、また農地法の手続きに関して無知であったため、転用申請の順序を踏むことなく建築工事を行なってしまったものである。家屋番号133番については、築43年（昭和49年10月28日）。家屋番号130番1については、築34年（昭和58年9月28日）。共に建築後10年以上が経過している。現在も居住に使用していることもあり、農地への復元は容易でないと判断した。

また、申請地内に混在している青線・赤道については、すでに小山町建設課から「小山町公用用途廃止通知書」が通知されており、現在払下げ手続き中であることが確認できている。

採決：全員賛成により可決

続いて整理番号2の説明に移る。

【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

申請者は相続により申請地を譲り受けたものであり、耕作以外の目的に供した年月日は不詳であるが、森林簿で確認したところ、当時植林された樹種はヒノキであり、樹齢は37年である。申請地の一部はススキ等の雑草が生い茂り管理がなされていない状況であるが、土地の大半は周囲の山林と同様の樹観が認められるため、将来に渡って山林としての維持管理が認められると判断致しました。

(遠藤豪委員)

申請地は10年以上手つかずの状態で周囲も山林にあたるため、本申請地を非農地化して山林等にした場合、周囲の営農に影響があるというには至らないと考える。

採決：全員賛成により可決

(4) 報告・協議事項

①農地法に係る届出等報告

- ・農地法第32条に基づいて行う「利用意向調査」の調査報告と今後

について

調査結果を1度1月中に県に報告、調整を行なう。

案件ごとに対応していくので、農地利用最適化推進委員・農業委員には農家の方との窓口になっていたいただく。

※各農地利用最適化推進委員からの意見については別紙のとおり

## ②農業団体報告

農協…・農産物の6次産業化ということで12月11日から干し芋の加工場が稼働している。現在までに41人が登録し24tの受け入れをし、30%が商品化されている。180g/500円で道の駅やAコープなどで販売されており、好調である。御殿場農協では26,000袋製造することを目標に掲げている。

## ③その他

- ・「農業委員だより」について  
→現在作成中。発行目標を2月頭に設定。

(7) 閉会 会長職務代理 岩田 正治 委員

この議事録は、事実と相違ないことを認め、ここに署名する。

農業委員会会長 遠藤博之

議事録署名委員 小見山益彦

議事録署名委員 遠藤豪

## 農地利用意向調査の状況報告について

1、日時・場所 平成30年1月10日（水）午前9時00分～

1月度農業委員会定例会報告にて

2、参加者 小山町農業委員会 委員20名

小山町農業委員会事務局 4名

### 3、報告

① 山崎安雄 農地利用最適化推進委員（成美地区）

- ・農地の所有者の農地に関しての意識に我々の意識とのギャップを感じる。
- ・相続で農地を取得したような方が多く、まだ勤めの方が主であるため、農業を行なえる日が休日に限られ、管理しきれなくなり荒廃に繋がってしまうのだと思える。
- ・「お勤め後、気長に農業をやつたら？」とは伝えたが、現役世代とのギャップを埋めるは困難であると感じた。

② 湯山直文 農地利用最適化推進委員（明倫地区）

- ・市街化区域における生産緑地制度について、現段階で指定されている都市は主に三大都市や政令指定都市であるが、我々も勉強していく必要がある。

③ 岩田好弘 農地利用最適化推進委員（所領・向方）

- ・手つかずであったり法面の箇所は、荒れ放題であるのが現状。

④ 鈴木元雄 農地利用最適化推進委員（宿・桑木・新柴）

- ・担当した土地のなかに機械や車両の乗り入れが困難である土地があったが、該当地の隣の所有者から中間管理機構を通してなら（構造改善）利用したいとの意向があった。

→県調査が1月11日に行われる（中山間）

⑤ 小野 嶽 農地利用最適化推進委員（棚頭・用沢）

- ・所有者に対して発出した文章が、初回ということもあり法に則りすぎた文章だったと感じた。もう少し柔らかく、小山町に沿った文言にしていくべき。

⑥ 高村欣治 農地利用最適化推進委員（上野・中日向・大御神）

- ・担当地区について、A分類に分類した農地はない。「営農が期待できるか」という審査基準を重視した結果である。また、保全管理地はB分類から外している。

⑦ 渡辺弘行 農地利用最適化推進委員（吉久保・阿多野）

- ・先祖代々の土地をどうにかしたいという気持ちは感じるため、様々な方法で地権者の意向に沿った管理をしていけたらと思う。

⑧ 田代光克 農地利用最適化推進委員（下古城・大胡田）

- ・担当したなかに、隣接地からの孟宗竹の根の侵入により畠として営んでいくには困難あるため、梅の木を植えて管理しているというケースがあった。

⑨ 勝俣 章 農地利用最適化推進委員（一色・上古城・須走・下小林）

- ・相続問題が絡むような農地については、安易に農業委員・推進委員が関与することは問題を生むことになりかねないので、そのような案件に対しては事務局職員に対応してもらうことが望ましいと考える。

- ・現況宅並み課税の土地を農地として判断してもらうには、全域農地として利用され、かつ、今後も農業に供することが見込まれることが必要となる。今すぐに課税状況が変更されることはなさそうであるが、地権者の農地として利用していく意思の元全域を耕作していければ、翌々年度から変更がなされる可能性がある。

- ・担当する地域で今回の利用意向調査の対象となっている農地は、機械の大型化によって農業に供することが難しくなったケースが多い。

#### 4、その他協議

<中山間地域であることに対して>

- ・農業に費やす時間が全国平均で一反歩当たり 2.5 時間になったとされているが、中山間地等の地理的不利な条件を擁している地域では一般論は語れない。
- ・そのような土地で農業を営んでいただける方には草刈り等の賃料を払う制度など、農家の励みになるような政策が欲しい。

<市街化区域&平坦な農地について>

- ・どんどん開発のターゲットになる。日本の農地の 70%が中山間地域にあたるわけであるが、そのような耕作条件の悪い農地が残っていってしまうことになる。里山&条件の良い農地を守る対策を講じることが求められる。

<次世代農家について>

- ・農業収入で食べていくことはとても厳しいが、頑張って兼業農家としてやっていき、リタイア後農家を続けてもらいたい。そのような人たちを大切にしていきたい。

<農家との懇談会について>

- ・担当地区でも、自らが所属していない部農会への参加はなかなか難しい状況である。
- ・人・農地プランについて各地区で具体的に話し合うべき。

<非農地化について>

- ・明らかに農地に復せない&山林の様相を呈している農地については、農地から外していくべきであろう。
- ・農地の分母が減っていくことは、仕方のないことであるだろう。
- ・代位登記をしそうると、民の仕事をうばうことになってしまうため、大々的に行なつてくというのも考え方であろう。